

三原市すなみ海浜公園指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

三 原 市

目 次

はじめに	1
1 施設管理運営に関する基本的な考え方	1
2 施設の概要	1
3 指定期間	2
4 利用者数及び収入・支出の実績	2
5 指定管理者が行う業務の内容	2
6 管理の基準	3
7 利用料金制	3
8 指定管理料	3
9 責任分担等	4
10 応募資格	5
11 応募の手続き等	6
12 提出書類	7
13 選定の方法及び基準	8
14 指定管理者の指定及び協定の締結等	9
15 無効又は失格	10
16 業務報告等	10
17 モニタリングの実施	11
18 事務引継ぎ等	11
19 受付窓口及び問い合わせ先	11
別表 1 すなみ海浜公園収入・支出の実績	12
別表 2 すなみ海浜公園収支見込み	13
別表 3 責任分担表	14
様式 1 応募説明会参加申込書	15
様式 2 質問票	16
様式 3 指定管理者指定申請書	17
様式 4 コンソーシアムに関する誓約書	18
様式 5 誓約書	19
様式 6 事業計画書	20
様式 7 事業実施計画書	22
様式 8 団体の概要調書	23
様式 9 収支計画書	24
様式 10 辞退届	25
三原市すなみ海浜公園指定管理者選定基準	26
位置図	28
三原市指定管理者制度導入方針	29

はじめに

三原市すなみ海浜公園（以下「公園」という。）は、「三原市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」等に基づき、指定管理者による管理運営を行っています。

令和 8 年 3 月 31 日で指定管理期間が終了するため、令和 8 年 4 月 1 日から管理運営を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設管理運営に関する基本的な考え方

公園は、海洋性レクリエーションその他の憩いの場を提供することにより、住民の余暇の活用及び健康の増進に寄与することを目的に設置された施設であり、平成 19 年から指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理運営を行っています。

ついては、施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、施設の管理経費の縮減を図るため創意工夫のある管理運営を行っていただける団体を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

三原市すなみ海浜公園

(2) 所在地

三原市須波西一丁目 7 番

(3) 面積及び構造

総面積 22,760 m²

ア 管理棟 鉄筋コンクリート鉄骨造平屋建 59.64 m²

イ 管理棟（テナント部） 鉄筋コンクリート鉄骨造平屋建 259.01 m²

ウ 幼児プール

施設面積 729.00 m²

水遊び場（噴水付） 約 24 m²

小プール（水深 50 cm） 約 76 m²

大プール（水深 70 cm、滑り台付） 約 188 m²

エ トイレ・シャワー・ロッカー棟（2 棟）

鉄筋コンクリート造平屋建 1 棟 111.58 m²

オ ビーチ

南側 860.00 m² 北側 900.00 m²

カ その他

駐車場（3 箇所）、東屋（2 棟）、パーゴラ（南北ビーチ）、園路、安全ネット（サメ侵入防止等）

(4) 設置目的

海洋性レクリエーションその他の憩いの場を提供することにより、住民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するため。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

指定管理者及び指定期間は、三原市議会での議決により確定します。また、指定期間内であっても、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命じることがあります。

4 利用者数及び収入・支出の実績

(1) 利用者数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	34,000 人	46,000 人	46,000 人	50,000 人

(2) 収入・支出の実績

別表 1 (P.12) のとおりです。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 業務の範囲

「1 施設管理運営に関する基本的な考え方」を踏まえて、三原市すなみ海浜公園設置及び管理条例第 15 条に規定する次に示す業務を行うものとします。なお、業務の詳細及び業務上の留意事項は、「仕様書」のとおりとします。

ア 公園の維持管理に関する業務

イ 公園の設置目的を発揮するための事業に関する業務

ウ 公園を利用する者の利便性を向上させるために必要な業務

エ 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 指定事業の実施について

年間を通して、次のことを実施してください。

ア 海洋性レクリエーションその他の憩いの場の提供

イ 住民の余暇の活用及び健康の増進に寄与する事業

ウ キャンピングカーでの宿泊運営

(3) 自主事業の実施について

自らが企画・実施する事業で市からの指定管理料に含まれない業務（以下「自主事業」という。）については、公園の設置目的に反しない範囲内で市の承認を得て行うことができます。

また、この際の施設利用料については、指定管理者の負担とします。

(4) 公園内レストランの管理運営

ア 公園内レストランの管理運営を行い、施設利用者に対し、適正料金で飲食を提供すること。

なお、設備の仕様及び管理運営方法についての詳細は、市と協議し定める。

イ レストランの設置は、市が行政財産の目的外使用を許可する区域とすること。

ウ レストランの設置に必要な行政財産の目的外使用許可申請を毎年行うこと。

(5) 業務の再委託

包括的な業務の再委託は認めない。ただし、専門的技術等を要する事項について

の個別業務、その他、市と協議の上行うものについては、再委託できることとする。

(6) 法令等の遵守

指定管理者は、本業務を行うにあたり、次の法令等を遵守してください。

地方自治法、三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則、三原市すなみ海浜公園設置及び管理条例及び同施行規則、その他関係法令。

6 管理の基準

(1) 公園利用時間

24 時間開放

(2) 海水浴に利用する施設及び幼児プールの利用期間及び利用時間

ア 利用期間

毎年 7 月の第 2 土曜日から 8 月 31 日まで

ただし、8 月 31 日が土曜日の場合は 9 月 1 日まで、金曜日の場合は 9 月 2 日までとします。

イ 利用時間

午前 9 時から午後 5 時までとします。

指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、公園の休園日、海水浴に利用する施設及び幼児プールの利用期間及び利用時間を変更することができます。

7 利用料金制

(1) 施設の利用料金は指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金の額は、三原市すなみ海浜公園設置及び管理条例で定める範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(3) 指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者がコンソーシアム（共同連合体）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

8 指定管理料

指定管理業務に係る費用は、消費税及び地方消費税その他一切の経費を含むこととし、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として支払います。

利用料金制を採用するため、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定事業、自主事業の収入等を自らの収入とすることができますので、これを勘案して提案してください。

(1) 指定管理料の提案

指定期間における指定管理料の上限は次のとおりです。

指定管理料上限額（指定期間の総額） 103,004 千円

なお、上限額の収支見込みは別表 2（P.13）に示します。

(2) 指定管理料の決定

市が支払う指定管理料の上限額は基本協定書で定め、各年度に支払う指定管理料の金額は、年度ごとに締結する協定書で定めます。

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払時期及び支払方法は、年度ごとに締結する協定書で定めることとします。

(4) 指定管理料に含まれるもの

ア 人件費（給料、福利厚生等）

イ 事務費（消耗品費、備品購入費）

ウ 事業費（通常業務、指定事業の企画運営行事に係る経費等）

エ 施設維持管理費（設備管理費、保安警備費、光熱水費、修繕費等）

オ その他施設の管理運営に必要となる経費

(5) 経理の区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

また、管理運営に係る経理は、団体の他の事業に係る会計と区分し、団体の口座とは別の口座で管理してください。

(6) 利益・損失について

指定管理事業により生じた利益・損失は、指定管理者に帰属することとし、精算は行いません。

ただし、指定管理者が協定書に定めた業務を実施しなかったり、設備の故障等により経費が減少した場合など、指定管理者の経営努力によらない余剰金が発生した場合には、精算の対象とします。

(7) 大規模修繕等による休館時の指定管理料について

大規模修繕等が必要となり、休館を余儀なくされた場合の指定管理料の精算方法は、以下のとおりとします。

A：本来得られた収入（利用料金収入等）

B：業務未執行により支出しなかった経費（光熱水費等）

AとBの差額（ $A - B$ ）を精算額とし、Aの額がBの額を上回る場合は市が損失を補てんし、Bの額がAの額を上回る場合は指定管理者が不用となった指定管理料を返還する。

9 責任分担等

協定締結にあたり、市が想定する責任分担は別表 3（P.14）のとおりです。ただし、責任分担表に定めのないもの及び疑義については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

(1) 修繕費

ア 管理上の瑕疵による施設、設備の損傷に対する修繕については、指定管理者が負担することとします。

イ 1 件あたり 30 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の施設及び設備等の修繕については、指定管理者の負担とし、それを超えるもので指定管理者の管理に瑕疵のないものは市の負担とします。

原則として 1 件は 1 箇所あたりの見積額とするが、修繕原因が連動するものと市が認める場合は、複数箇所の見積額を 1 件とすることができます。

ウ 重度の損傷等が発見された場合は、市に状況を報告し、対応を協議してください。

(2) 備品の帰属等

ア 市が所有し、配置する備品は、無償で貸与します。

イ 配置する備品のほかに指定管理者が必要とするものは、指定管理者が調達します。

ウ 備品のメンテナンス等は、指定管理者が行うこととします。

エ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、確実に行ってください。

オ 指定管理者が行うリース契約は、次の指定管理者への引継ぎは不要とします。

10 応募資格

次に掲げる応募資格のすべてを満たす場合のみ応募可能です。

(1) 応募資格

ア 団体（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない）であって、事業者の場合、引き続き 2 年以上事業を営み、市税等を完納していること。

イ 指定期間中、安全かつ円滑に管理運営業務を遂行できる能力を有していること。

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から 2 年以上が経過していること。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

オ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。

キ 広島県暴力団排除条例第 10 条又は第 11 条の規定に違反する者ではないこと。

ク 団体又はその代表者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

ケ 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。

コ その他法令等に違反していないこと。

(2) コンソーシアム（共同連合体）での応募に係る留意事項

複数の団体により構成するコンソーシアムで応募する場合、指定管理者としてどの構成団体がどのような権限を持ち、責任を負うかという組織体制、また、どの業務をどの構成団体が担当するかという役割分担を明確にした協定書を作成してください。

また、当該コンソーシアムのすべての構成団体が応募資格を有していることが必要

です。なお、コンソーシアムの構成団体は、単独又は他のコンソーシアムでの応募はできません。

11 応募の手続き等

募集日程については、おおむね次のとおり実施します。

日程	内容
募集要項の配布開始日	令和7年9月17日（水）
応募説明会の開催	令和7年9月24日（水）
質問票受付期間	令和7年9月17日（水）から令和7年9月29日（月）
質問票に対する回答日	令和7年10月3日（金）
応募受付期間	令和7年10月3日（金）から令和7年10月14日（火）
選定委員による面接ヒアリング	令和7年10月下旬
候補者選定結果の通知	令和7年11月上旬

(1) 募集要項等の配布

配布開始日：令和7年9月17日（水）

配布方法：市ホームページへ掲載

(2) 応募説明会の開催

希望者を対象に応募説明会を開催します。参加希望の場合は、9月22日（月）までに様式1「応募説明会参加申込書」を提出してください。

開催日時：令和7年9月24日（水） 午後1時30分～（1時間程度）

開催場所：三原市役所本庁舎 6階 第603会議室
三原市港町三丁目5番1号

内 容：募集要項等の説明
説明会后、希望者に限り施設見学

参加人数：1団体につき2名以内

提出方法：電子メールでの受付とします。

所定の様式に必要事項を記入し、電子メールに添付して送信してください。なお、件名は「すなみ海浜公園説明会参加希望」としてください。

(4) 質問の受付と回答

このたびの指定管理者の募集について質問がある場合は、様式2「質問票」を提出してください。受付期間外及び口頭・電話等による質問は一切応じられませんのでご了承ください。

また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなします。

受付期間：令和7年9月17日（水）～9月29日（月）

受付方法：電子メールのみの受付とします。

所定の様式に必要事項を記入し、電子メールに添付して送信してください。なお、件名は「すなみ海浜公園質問事項」としてください。

回 答 日：令和7年10月3日（金）

回答方法 : 電子メールで回答します。また、市ホームページへ掲載します。

(5) 資料の閲覧

閲覧に供する資料 : 三原市すなみ海浜公園施設に係る関係図面
(受電設備・照明設備、管理棟、幼児プール図面)

閲覧期間 : 令和7年9月17日(水)～9月29日(月)
(ただし、土日及び祝日を除く午前9時～午後5時)

閲覧場所 : 三原市経済部観光課

その他 : 日程調整が必要な場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。

閲覧資料の持ち出しはできませんが、筆記・写真撮影は可とし、
1回の閲覧時間は2時間までとします。

(6) 申請書の提出

指定管理者の申請をする団体は、期日までに様式3「指定管理者指定申請書」に必要な関係書類を添えて郵送もしくは持参してください。

提出期間 : 令和7年10月3日(金)～10月14日(火)

提出場所 : 三原市経済部観光課

提出書類 : 詳細は「12 提出書類」を参照してください。

提出方法 : 郵送の場合・・・ 10月14日(火) 必着

持参の場合・・・ 期間内の土日及び祝日を除く午前8時30分～
午後5時15分

12 提出書類

指定管理者の申請をする団体は、次に掲げる関係書類を提出してください。なお、提出部数は、正本1部、副本1部(副本は複写可)とします。

(1) 指定管理者指定申請書(様式3)

※コンソーシアム(共同連合体)で申請する場合は、次に掲げる書類を追加して添付してください。

ア コンソーシアムに関する協定書(写)

イ 申請手続を行うにあたり代表団体への委任状

ウ コンソーシアムに関する誓約書(様式4)

(2) 誓約書(様式5)

(3) 事業計画書(様式6)

(4) 事業実施計画書(様式7)

(5) 団体の概要調書(様式8)

(6) 施設の管理運営に関する収支計画書(様式9)

(7) 団体に関する書類

(コンソーシアムの場合、各構成団体も以下の書類を提出すること)

ア 団体の概要調書(様式8)

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 法人の場合、当該法人の履歴事項全部証明書

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び過去3年度分の決算書(貸

借対照表及び損益計算書等)、事業報告書、財産目録

オ 印鑑登録証明書

カ 法人の場合、三原市税(同市税が課されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)の完納証明書(滞納がない証明書)、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 上記カ以外の団体の場合、代表者の三原市税(同市税が課されていない者で市外に住所を有するものにあっては、その住所の市町村税)の完納証明書

ク 法人以外の団体の場合、役員名簿

ケ 提出書類のうち該当のないものについての申立書

(8) 提出書類の留意事項

ア 提出書類の作成及び申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

イ 申請者は、団体名の公表について了承のうえ申請してください。

ウ 提出書類は、返却しません。

エ 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。

オ 本市が必要とするときは、追加資料を求めることがあります。

カ 一申請者につき提出書類は一組とします。複数の提案はできません。

キ コンソーシアムでの申請の場合、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則できません。

ク 提出書類は、指定管理者の選定以外に使用しませんが、選定の過程において必要な範囲内で複製することがあります。また、提出書類は、三原市情報公開条例(平成17年三原市条例第12号)第6条に規定する不開示情報に該当する情報を除き情報公開の対象となります。

ケ 指定管理者の候補者として決定し、公表等において、事業計画書、施設の管理に関する収支計画書等の全部又は一部を許可なく使用できることとします。

コ 提出書類が不足している場合は、申請を受け付けられない場合があります。

サ 指定管理者の申請に関する書類の提出後において申請を辞退する場合は、様式10「辞退届」を提出してください。

シ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ス 募集要項、仕様書等配布後は、観光課の他、関係部署への営業活動等の情報収集活動を禁止します。

13 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

行政職員、市民等で構成する指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、次に掲げる選考の基準に照らし選定基準表(P.26~27)により、総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

ア 事業計画書による公園の運営が、市民の平等利用を確保することができるもの

であること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該管理を行う公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

エ 事業計画書の内容が、地域経済及び地域活性化へ貢献するものであること。

(3) 選定審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等について、選定委員会で書類審査を行います。

また、令和7年10月下旬に応募団体ヒアリングを行います。

応募団体ヒアリングの日時、場所等については、提出期限後に別途通知します。

(4) 候補者の決定及び通知

選定委員会による選定の審査に基づき指定管理者の候補者を決定し、可否について文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

なお、選定された候補者以外（落選候補者）についても、選定候補者と同様に市ホームページに掲載します。

(5) 審査対象からの除外

次に掲げる事項に該当する場合は、当該申請者は対象から除外します。

ア 選定審査に対し、不当な要求等を申し入れた場合

イ 選定委員会委員に対し、指定管理に関して、個別に接触した場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ 提出書類等の提出期間を経過してから提出された場合

カ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

キ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

ク その他不正な行為があった場合

(6) その他

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定することができることとします。

14 指定管理者の指定及び協定の締結等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、市議会の議決を経て、指定されることになります。

(2) 指定の通知

指定管理者の指定の議決を受けた団体に対し、文書で指定の通知をします。

(3) 基本協定の締結

市と指定管理者の指定を受けた団体は、三原市すなみ海浜公園の管理に関する基本協定書を締結します。

基本協定の主な内容は、次の掲げる内容について行うこととします。

- ア 業務の範囲
- イ 指定管理料の額
- ウ 指定期間に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 利用料金に関する事項
- カ 使用の許可に関する事項
- キ 管理に要する費用に関する事項
- ク 指定管理業務の報告に関する事項
- ケ 個人情報の保護に関する事項
- コ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- サ その他、市長が認める事項

(4) 年度協定の締結

各年度における協定は、当該年における予算成立後、予算の範囲内において年度協定を締結します。

(5) 指定後の留意事項

指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結に応じない場合又は協定の締結までに応募資格に違反した場合若しくは関係条例に違反した場合は、その指定を取り消すことがあります。

15 無効又は失格

次の掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格になることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき
- (4) その他選定委員会で協議の結果、評価及び審査を行うにあたり不相当と認められたとき

16 業務報告等

(1) 業務報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎月終了後 10 日以内及び毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を市に提出するものとします。

- ア 業務の実施及び利用の状況（利用者、稼働率等）
- イ 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ウ 業務に係る経費の収支状況
- エ 指定事業及び自主事業の実施状況
- オ その他、業務の実態を把握するために必要な事項

(2) 業務報告の聴取等

市は指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示することができるものとします。

17 モニタリングの実施

市は、協定書、仕様書等に沿った業務の実施状況を把握するため毎年度モニタリングを実施します。

指定管理者は、管理運営における自己評価を行い、利用者満足度調査等により、利用者のニーズ把握に努めなければなりません。

18 事務引継ぎ等

(1) 指定管理終了後の措置

ア 指定管理終了後、その管理しないこととなった当該施設又は設備を、速やかに現状に回復してください。

イ 指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者が誠意を持って協議するものとします。

19 受付窓口及び問い合わせ先

三原市経済部観光課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁3階）

電話：0848-67-6014

FAX：0848-64-4103

E-mail：kanko@city.mihara.hiroshima.jp

別表 1

すなみ海浜公園 収入・支出の実績

(単位：円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
収入	利用料金	352,250	471,700	397,600	392,200	シャワー、ロッカー
	指定事業収入	1,341,987	2,176,462	2,470,400	2,154,478	
	その他収入	3,757,039	4,102,801	4,328,202	4,490,472	レストラン利用料、自販機収入等
	指定管理料	16,330,000	16,743,505	16,642,852	16,795,018	令和 4～6 年度は光熱費の変動に係る指定管理者支援事業による増額を含む
	収入合計	21,781,276	23,494,468	23,839,054	23,832,168	
支出	人件費	2,630,000	3,000,000	4,100,000	5,400,000	
	事務費	523,851	238,169	370,882	238,511	
	消耗品費	466,871	150,654	367,002	138,273	
	備品購入費	56,980	87,515	3,880	100,238	
	事業費	9,506,686	11,458,407	9,696,271	9,084,942	
	通常業務	7,942,737	9,683,059	7,460,706	7,194,318	海水浴・プール監視、清掃業務等
	指定事業	1,563,949	1,775,348	2,235,565	1,890,624	海開き、イベント等
	施設維持管理費	9,487,978	9,974,969	9,743,534	10,064,793	
	設備管理費	5,528,081	5,117,402	4,878,994	4,960,359	浄化槽管理、プール管理等
	保安警備費	431,171	501,915	752,233	781,615	
	光熱水費	2,954,291	4,306,152	4,028,157	4,198,519	電気、水道
	修繕費	574,435	49,500	84,150	124,300	
	その他支出	82,290	94,420	284,777	273,840	保険料等
	支出合計	22,230,805	24,765,965	24,195,464	25,062,086	
収支		▲ 449,529	▲ 1,271,497	▲ 356,410	▲ 1,229,918	

別表 2

すなみ海浜公園 収支見込み

(単位：円)

		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収入	利用料金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	指定事業収入	2,268,000	2,268,000	2,268,000	2,268,000	2,268,000
	その他収入	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000
	指定管理料	19,183,000	19,867,000	20,575,000	21,309,000	22,070,000
	収入合計	26,141,000	26,825,000	27,533,000	28,267,000	29,028,000
支出	人件費	5,443,000	5,653,000	5,871,000	6,098,000	6,333,000
	事務費	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
	事業費	9,706,000	9,973,000	10,250,000	10,538,000	10,837,000
	施設維持管理費	10,582,000	10,789,000	11,002,000	11,221,000	11,448,000
	その他支出	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	支出合計	26,141,000	26,825,000	27,533,000	28,267,000	29,028,000

別表 3

責任分担表

責任種類	内 容	負担者	
		市	指 定 管 理 者
物価等変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令変更	管理運營業務に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	管理運營業務に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制改正		○
住民対応	地域との協調		○
	管理運營業務に対する施設利用者からの要望等		○
	その他	○	
施設・設備の 損傷	管理上の瑕疵によるもの		○
	30万円未満のもの		○
	上記以外のもの	○	
第三者行為	第三者からの行為	指定管理者の責めに帰する事由によるもの	○
		上記以外のもの	○
	第三者への行為	指定管理者の責めに帰する事由によるもの	○
		上記以外のもの	○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費	○	
	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う業務履行不能		○
政治・行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及び損失	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
指定期間終了時の費用	指定期間が終了した場合、又は指定を取り消した場合の撤収に関する費用		○

※疑義及び本表の定めのないものについては、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

様式 1

応 募 説 明 会 参 加 申 込 書

年 月 日

三 原 市 長 様

申込者 住 所
団体名称
代表者名
電話番号

三原市すなみ海浜公園指定管理者に係る応募説明会に参加したいので、次のとおり申込みします。

役 職 名	参加者氏名

※ 参加者人数は、1 団体等につき 2 名以内でお願いします。

様式 2

三原市すなみ海浜公園指定管理者募集要項等に関する質問票

商号又は名称	
所在地	
担当者氏名	
電 話	
質問提出日	

質問項目			質問内容
No	資料名	頁	

※ 質問項目には、募集要項等のどの箇所のものか、該当する部分がわかるよう記入してください。

※ 各質問項目ごとに区切り線を記入してください。

様式 3

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

三 原 市 長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名
電話番号

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、三原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

三原市すなみ海浜公園

2 添付書類

コンソーシアムに関する誓約書

年 月 日

三 原 市 長 様

コンソーシアム名称

代表団体 住 所
団体名称
代表者名

印

三原市すなみ海浜公園指定管理者指定申請にあたり、コンソーシアムを結成しました。
つきましては、次のことを誓約し、指定申請をします。

- 1 各構成団体は、三原市すなみ海浜公園の指定管理業務の履行に関し、連帯して責任を負います。
- 2 各構成団体は、三原市及び他の構成団体の承認がなければ指定管理業務の履行を完了する日まではコンソーシアムを脱退しません。
- 3 構成団体のうち指定管理業務の履行を完了する日の前において、三原市及び他の構成団体の承認を得て脱退する者がある場合、残る構成団体において連帯して指定管理業務を履行します。

構成団体 (代表団体)	上記の内容について、誓約します。 住 所 団体名称 代表者名 電話番号 - - 担当者 印
構成団体	上記の内容について、誓約します。 住 所 団体名称 代表者名 電話番号 - - 担当者 印
構成団体	上記の内容について、誓約します。 住 所 団体名称 代表者名 電話番号 - - 担当者 印

※ 誓約書に使用された印鑑については、印鑑証明書を添付してください。

様式 5

誓 約 書

年 月 日

三 原 市 長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名

印

三原市すなみ海浜公園の指定管理者指定申請を行うにあたり、募集要項 10 の応募資格を満たし、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けても異存ありません。

※ 誓約書に使用された印鑑については、印鑑証明書を添付してください。

三原市すなみ海浜公園事業計画書

年 月 日 提出

団 体 名			
代 表 者 名		設 立 年 月 日	年 月 日
団 体 所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
E - m a i l			
現在運営している類似施設	所 在 地	主 な 業 務 内 容	管 理 運 営 期 間
事 業 計 画 （別紙可）			
○管理運営を行うに当たっての基本方針について			
○住民の平等利用の確保の方策等について			
○施設の効用を最大限に発揮するための方策について			

○施設の現状に対する考え方及び将来展望について

○サービス向上の方策について（コスト面・利用者ニーズ・苦情対応）

○年間の指定事業及び自主事業計画

○安全対策（防災・防犯など緊急時対策、個人情報保護への取り組み）

○経費の縮減について（工夫した点）

○施設の安定的な管理体制について（職員配置、採用、研修等）

○地域経済・地域活性化への貢献について

事業実施計画書

年度		
事業名（自主・指定）	目的・内容等	実施時期・回数等

※ 年度ごとに作成してください。

団 体 の 概 要 調 書

年 月 日現在

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金 （ 千 円 ）		
沿 革				
従 業 員 数				
主 な 業 務 内 容				
財 務 状 況 (過 去 3 年 間)	年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
	総 資 本			
	自 己 資 本			
	経 常 利 益			
	流 動 資 産			
	流 動 負 債			
総括管理責任者の状況、有資格者の保有状況（種類・人数・経歴）				

施設の管理に関する収支計画書（ 年度）

（単位 千円）

収入

		金 額	内 容	備 考
項 目	指定管理料			
	利用料金			
	その他			
収入合計（A）				

支出

		金 額	内 容	備 考
項 目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
	その他			
支出合計（B）				

収支(A)－(B)		
-----------	--	--

※ 1年間の収支を記入してください。

※ 年度ごとに作成してください。

※ 収支予算の積算内訳を添付してください。（A4サイズ・任意様式）

辞 退 届

年 月 日

三 原 市 長 様

申込者 住 所
団体名称
代表者名

印

年 月 日付けで申請した三原市すなみ海浜公園指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

三原市すなみ海浜公園指定管理者選定基準

選定基準	選定のポイント	配点	評価					採点
			5	4	3	2	1	
1 住民の平等利用の確保								
平等利用の方策	①障害のある人や高齢者等社会的弱者への配慮がある。	10						
	②事業内容に偏りがない。	5						
2 施設の効用を最大限に発揮すること								
施設の管理運営目標、 経営方針	①施設の設置目的や施設の性格を理解している。	5						
	②施設を管理運営する上で、目標、方針が明確である。	5						
	③サービスの向上とコストを常に意識している。	10						
利用者への対応	①利用者が満足できるサービスを具体的に提案できる。	5						
	②利用者のニーズに対応し、反映できる仕組みが構築できている。	5						
	③苦情に対する対策や方針が検討されている。	5						
施設管理上の取組	①全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっている。	10						
	②施設利用向上のための提案がある。	10						
	③年間を通じたイベントの計画を立てている。	10						
	④施設利用向上のための営業・広報活動の取組を行っている。	5						
危機管理対策	①施設利用者の個人情報保護に対する対策がとられている。	5						
	②安全対策及び事前の危機管理における行動マニュアルがあり、突発的なトラブルや災害に対して、迅速、適切に対応することができる。	5						
3 経費の縮減								
指定管理料	①費用対効果における努力が感じられる。	5						
	②従来と比較して効率的に管理をすることができる額を算出している。	5						

4 施設の安定的な管理の確保								
実績，経験	①過去に指定管理者又は他の類似施設（民間含む）の管理運営実績がある。	5						
	②ノウハウや知識を施設管理業務に生かせる能力を有する。	5						
組織，人的安定要件	①施設を管理する上での配置人員が確保されている。	5						
	②柔軟かつ効率的な運営をすることができる組織である。	5						
	③管理運営における研修体制が確保されている。	5						
安定的財政要件	①安定的な管理運営できる財政状況にある。	5						
	②過去3年間の収支決算に問題がない。	5						
5 地域経済・地域活性化への貢献								
地域との連携	①雇用や発注等で、地域との連携や貢献が意識されている。	10						
評価の基準								
5 たいへん良い	この評価点において、とくに優れていると考えるレベル							
4 良い	通常のレベルに比べてより良いと考えるレベル							
3 普通	通常はこの程度やるべきであろうと考えるレベル							
2 悪い	通常のレベルに達していないと考えるレベル							
1 たいへん悪い	通常のレベルに達していないばかりか、とくに問題であると考えられるレベル							



三原市指定管理者制度導入方針

（第 4 版）令和 5 年 3 月改訂

（第 3 版）令和 3 年 6 月改訂

（第 2 版）平成 30 年 5 月改訂

（初版）平成 17 年 11 月 策定

三 原 市

（令和５年３月改訂版について）

個人情報に関する法律の改正に伴い、個人情報の取扱いについて所要の改訂を行うこととした。

1. 指定管理者制度の概要

(1) 制度の内容

指定管理者制度は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理を行わせることができる制度である。

指定管理者制度を導入することとした場合においては、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲など必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ、議会の議決が必要である。

(2) 公の施設について

(ア) 「公の施設」とは「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第 244 条）とされている。公民館、保育所、体育館、図書館など様々な施設がこれにあたる。ただし、住民の利用に供することが目的ではない庁舎、支所、清掃工場などはこれに該当しない。

(イ) 平成 15 年 9 月の地方自治法改正により、従来、公共団体や公共的団体にしか委託できなかった公の施設の管理が、民間企業・NPO（非営利組織）等（以下「民間事業者等」という。）を指定して代行させることが可能になり、サービス向上やコスト削減に民間ノウハウを活用することができるようになった。

2. 指定管理者制度導入の基本的な考え方

市民サービスの向上と「公の施設」の効果的・効率的な管理運営を主な目的とし、地域活性化や施設の設置目的の達成に効果が期待できる施設について、指定管理者制度の導入を図るものとする。

3. 指定管理者の候補者選定の考え方

(1) 公募の考え方

指定管理者に指定する民間事業者等の選定については、原則公募と

する。

(2) 非公募の考え方

次の場合は、非公募で選定することができる。

- (ア) 施設の性格，設置目的，政策的な見地から公募にすることが適当でない場合
- (イ) 関係する 2 以上の管理を一括して管理することに合理的な理由がある場合
- (ウ) 業務の特殊性や専門性，地域活性化の観点等から公募によることができない場合
- (エ) その他，公募しても応募がなかった等特段の事由があり，事前に市長の承認を受けた場合

(3) 直営施設

法律上管理主体が制約されているものは，直営とする。

4. 指定期間

指定管理者の指定の期間は，原則 3 年から 5 年とする。ただし，次の場合は必要に応じて期間を延長することができる。

- (1) P P P ・ P F I 事業で整備する施設の管理運営主体の場合
- (2) 地域活性化が期待できる施設等に住民自治組織を指定する場合
- (3) 施設の専門性又は特殊性等から，人材の確保，人材の育成，管理運営技術の蓄積等，各施設の特別な事情がある場合

5. 利用料金制度

利用料金制は，施設使用の対価（使用料）を受託者の収入とすることで，管理運営主体の自主的な経営努力の発揮や市の会計事務の省力化等の利点がある。

このため，指定管理者制度を導入した施設は，原則として利用料金制とする。ただし，公営住宅の家賃など国の基準等により使用料を定める施設等にあっては，この限りでない。

指定管理者は，条例に定める施設使用料等の金額を上限に，市長の承認を受けて利用料金を定めることができるものとする。

6. 指定管理料及び施設納付金の考え方

(1) 指定管理料の算定

指定管理料の算定にあたっては、既存施設にあつては当該施設の決算状況を、新設施設にあつては事業計画を参考に、経費と収入（指定管理料を除く）を見積もった「収支モデル」を決定し、次の各号のいずれに該当するかを判断したうえで算定する。

(2) 経費負担の考え方

指定管理者が管理を行うために必要な経費の負担方法については、施設の性質や目的に応じて、次のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 収入（指定管理料を除く）が経費を上回る施設の場合

指定管理者は、すべて利用料金で経費を負担する。市は、原則として指定管理料を支出しない。

(イ) 経費が収入（指定管理料を除く）を上回る施設の場合

指定管理者は、利用料金収入と指定管理料等で経費を負担する。

(ウ) 利用料金の収入がない施設の場合

指定管理者は、すべて市からの指定管理料で経費を負担する。

(3) 施設納付金・精算の考え方

(ア) 上記(2)(ア)の場合は、公募等に際して応募者から施設納付金（指定管理者が行う管理運営上発生する収入から、市に対して支払う納付金をいう。）の提案を求めた上で、納付させることができる。その場合は、協定に定める。

(イ) 上記(2)(イ)(ウ)の場合は、原則として精算は行わず、剰余金は指定管理者の帰属とするが、次の場合は指定管理者と協議の上、精算することができる。

a 業務内容等により精算が必要な場合

b 指定管理者が事業計画の一部を実施しなかった場合

c 設備の故障やその他の事由により経費が減額となった等、指定管理者の経営努力によらない場合

7. 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理に係る費用について、支出科目は委託料とし、単年度ごとの予算でその額を確定させることを基本とする。ただし、複数年度にわたる指定期間について総額で費用を取り決める必要がある場合は、債務負担行為を設定した上で、複数年度にわたる協定を締結する。

8. 個人情報の取扱い

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守することをそれぞれの協定書に明文化する。

9. 導入の手続

(1) 条例の整備

指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲などを手続条例及び公の施設の設置条例に定める。

(ア) 指定管理者の導入

指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を定める。

(イ) 指定の手続

申請の方法、選定基準、事業計画書の提出等を定める。

(ウ) 管理の基準

市民が施設を利用するに当たって必要不可欠な基本的条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件）を定める。

(エ) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲について、施設の維持管理や運営など基本的な業務のほか、各施設の目的や特性に応じて設定する。又、施設の使用許可に関する権限を含める場合にはその旨も定める。

(オ) その他必要な事項

細目的事項については協議により定める旨、減免措置その他必要な事項について定める。

(2) 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集することができることとする。

又、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管課において施設ごとに作成する。

(ア) 公募の実施

公募を実施するときは、市役所掲示場において次に掲げる事項をあらかじめ公告し、併せて概要をホームページ等で公表する。

- a 公の施設の概要（名称、所在地、建物概要等）
- b 施設の設置目的及びめざす管理運営のビジョン
- c 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- d 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- e 指定の期間
- f 利用料金制の有無
- g 指定管理者の要件及び申請方法
- h 申請に係る提出期限
- i その他市長が必要と認める事項

(イ) 申請者の資格

申請者の資格は次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

- a 団体（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることができない）であって、事業者の場合、引き続き2年以上事業を営み、市税等を完納している者
- b 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (b) 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (c) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定を取り消されたことがあり、その取消の日から2年を経過

しない者

- (d) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者

(ウ) 事業計画書

申請者が提出する事業計画書には、次に掲げる事項等を記入する。

- a 施設の管理運営を行う場合の方針
- b 施設の管理運営を行うことへの意欲
- c 職員の配置及び採用について
- d 職員の研修計画
- e 運営について
 - (a) 年間の管理運営計画
 - (b) 利用者等の要望の把握と改善対応について
 - (c) 自主事業及び経費節減の手法
- f 個人情報保護について
- g 緊急時対策について（防災、防犯その他）
- h 管理運営を希望する理由
- i 施設に対する現在の考え方及び将来展望

(3) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては、市内部において候補者を検討し、指定管理者選定委員会において選定する。

選定委員会は、行政職員、利用者代表等市民をもって組織し、必要に応じて外部有識者の参画を得るものとする。

(ア) 選定基準

選定基準については、①施設の運営が住民の平等利用を確保しているか ②内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、経費の縮減が図られているか ③管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものか ④地域経済・地域活性化への貢献 の 4 点を基本とし、当該公の施設の設置目的や性格も考慮し、総合的に判断する。

選定にあたっては、「三原市指定管理者選定基準例」を用いる。

この基準例は指定管理者選定における標準書とする。

設置目的や利用形態が違う施設ごとに選定基準が必要な場合には、適宜選定基準を追加して設定することとする。

(4) 選定結果の公開

指定管理者の候補者選定後、選定結果等を速やかに公表する。

選定結果については、次に掲げる項目を記載するものとする。

(ア) 公募の場合

a 施設の概要

(a) 施設名及び所在地

(b) 設置目的

b 募集の概要

(a) 募集期間

(b) 申請者

c 選定委員名・役職

d 審査の概要

(a) 審査の方式

(b) 選定基準

(c) 審査項目

(d) 配点

e 選定結果（申請者ごと）

f 指定期間

g 議事録または議事要旨

(イ) 非公募の場合

a 施設の概要

(a) 施設名及び所在地

(b) 設置目的

b 選定（非公募）の概要

(a) 指定管理者候補者名

(b) 非公募の理由

c 選定委員名・役職

d 審査の概要

- (a) 審査の方式
- (b) 選定基準
- (c) 審査項目
- (d) 配点
- e 選定結果
- f 指定期間
- g 議事録または議事要旨

なお、留意点として、選定結果における指定管理者の候補者以外の応募団体名については、原則、公表とするため、募集要項に公表する内容について、あらかじめ記載しておくこと。

また、公平性、透明性を確保するため、議事録等を作成し、選定基準の決定及び選定結果の過程などにおける意見等をホームページ等で公表すること。

(5) 指定議案の提出

指定管理者の候補者を選定したときは、指定議案を議会に提出し、議会の議決を得る必要がある。

〔指定議案の内容〕

- (ア) 施設の名称及び所在地
- (イ) 指定管理者となるべき団体の名称
- (ウ) 指定の期間

(6) 指定の通知及び告示

指定議案の議決を得た場合、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に書面で通知するとともに、告示をする。

(7) 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するものであるから、「契約」は締結せず「協定」を締結する。なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結するものとする。

協定書に盛り込むべき事項は別紙のとおりとする。

10. 不服申立て，苦情等への対応

(1) 施設使用許可処分に対する不服申立て

指定管理者が行った公の施設の使用に関する処分についての不服申立ては，市が受けることになる。

(2) 施設利用に際しての苦情等の対応

指定管理者は，市民からの苦情や利用者の意見に適宜対応し，サービス内容の充実や質の向上に反映できるように，体制や仕組みの整備を行う。

市は，指定管理者が行ったサービスの提供に関する苦情等の処理や対応を指示し，又は自ら行う。

11. 損害賠償請求等への対応

(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる。ただし，指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には，指定管理者に損害賠償義務が生じる場合もありえる。

(2) 施設の管理に瑕疵があり，損害が生じた場合

指定管理者の管理に瑕疵があった場合，指定管理者，市の双方に損害賠償義務が生じる。

(3) 損害賠償に関する市と指定管理者との関係

市と指定管理者の双方に損害賠償義務が生じる場合，どちらかが損害賠償金を支払えば，市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて，相手方に対して，求償することになる。

12. 指定管理者制度導入後の対応

施設を所管する部署は，指定管理者制度導入後，次の項目に留意し，指定管理者による適正な管理に努める。

(1) 指定管理者の施設の運営状況の把握及び必要な指示

- (2) 施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映
- (3) 制度導入後の検証を踏まえた指定管理者の要件, 指定期間等の検討
- (4) 定期的（年1回程度）なモニタリング調査の実施
- (5) 事業報告書の提出及び公表
- (6) 指定管理者が交代した場合における引継ぎの適正実施

13. 施設の修繕等について

指定管理者制度を導入する施設の建物及び備品等の修繕に関する費用については、募集要項、協定書等に記載の責任分担の区分により、指定管理者又は市が負担する。

指定管理者は、更新を要する設備等や修繕状況等を把握し、適切かつ安全に管理運営を行う。

又、指定管理者は修繕実績を市へ報告し、情報の共有に努める。

14. 災害発生時の対応

協定締結の際、本市地域防災計画上に当該施設が位置づけられている場合には、災害時の使用内容（避難所等）などについて協定に明記し、指定管理者に対し災害時の体制整備を求める。

現段階で、本市地域防災計画上の位置づけがない施設であっても、災害等の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があるため、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うことを規定する。